

1 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）について

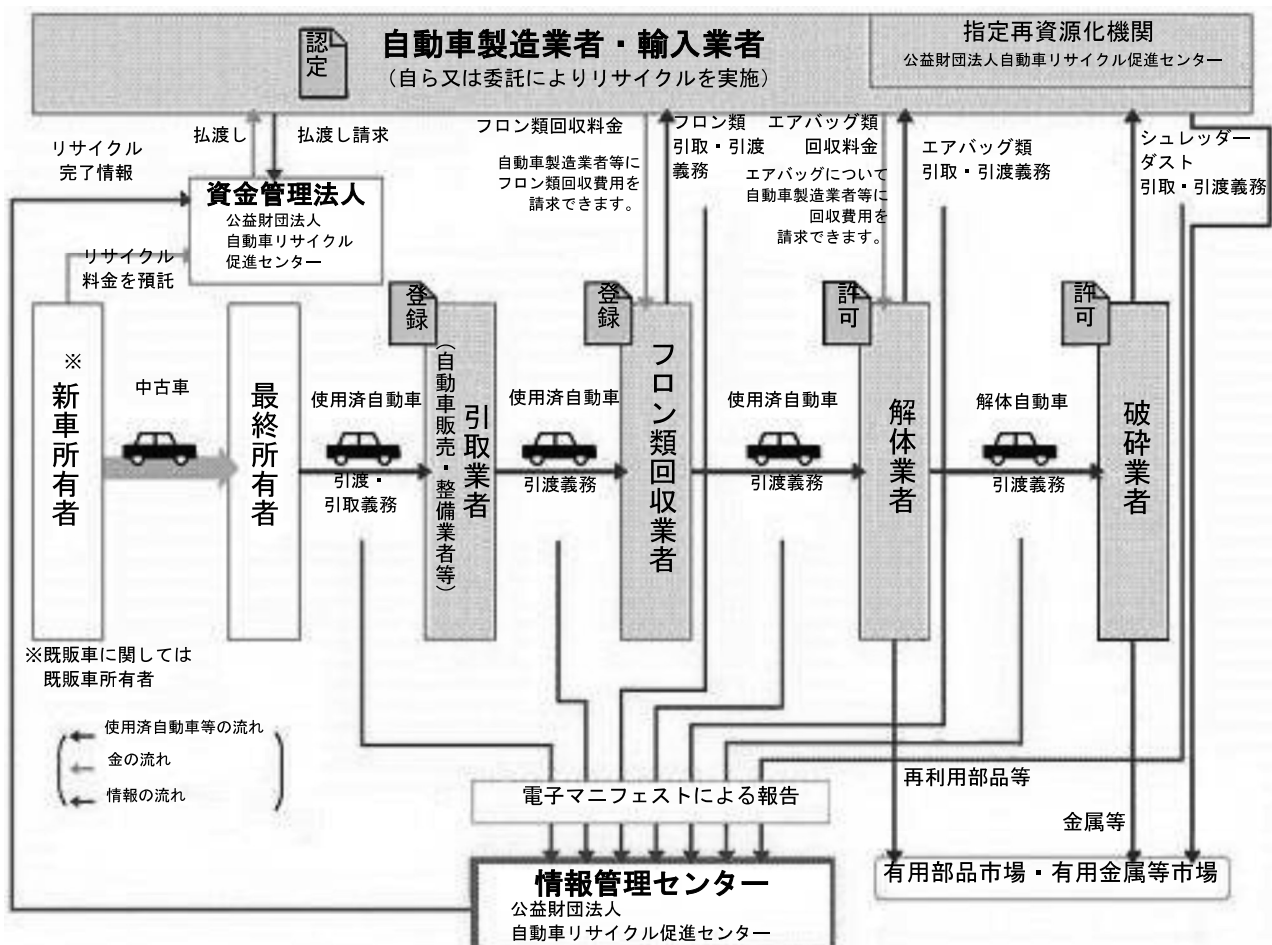
使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきました。他方、産業廃棄物最終処分場のひっ迫により使用済自動車から生じる自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）を低減する必要性が高まっていました。また、最終処分費の高騰等で、従来のリサイクルシステムは機能不全に陥りつつあり、不法投棄・不適正処理の懸念も生じていました。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため新たなリサイクル制度を構築することを目的として、平成14年7月にこの法律が成立し、平成17年1月に本格施行されました。

自動車リサイクル法の規定により、使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、エアバッグ類はその金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われます。

本手引書は、この法律に基づく解体業及び破砕業の許可申請等の際の手続き等を記載したものです。解体又は破碎を業として行う事業所の所在地ごとに、申請の窓口や手続の流れが異なりますので、申請される前にあらかじめ担当窓口（P73 参照）でご相談ください。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（通称：自動車リサイクル法）の概念図



2 解体業、破砕業（破砕前処理、破砕）の許可

2-1 解体業・破砕業について

- 解体とは「使用済自動車からエンジン等の主要な部品を分離すること」です。ただし、カーステレオやカーナビ等の付属品を分離することは解体とはみなされません。
- 破砕前処理とは「解体自動車（使用済自動車から主要な部品を分離した後の廃車ガラ）をプレス機、ニブラやギロチンを用いて圧縮又はせん断作業を行うこと」です。
- 破砕とは「解体自動車を破砕機（シュレッダー機）を用いて破砕すること」です。
- 破砕前処理（圧縮又はせん断）を行う方は破砕業の許可が必要となります。（法67条、規則2条）
- 複数の種類の事業を行う場合は、それぞれの許可が必要です。（例：解体業者で廃車ガラの圧縮又はせん断作業を併せて行う場合には、解体業の許可に加えて破砕業（破砕前処理）の許可も必要になります。）
- 自動車リサイクル法の許可業者が、使用済自動車の解体や破砕を行う場合は廃棄物処理法の業の許可は不要です。ただし、使用済自動車又は解体自動車の収集・運搬、解体又は破砕にあたっては廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従わなければなりません。（法122条）
- 次工程への使用済自動車等の運搬を他者（次工程の解体・破砕業者を除く）に委託して行う場合には、廃棄物処理法の収集運搬業の許可を有する事業者に委託しなければなりません。（法122条）

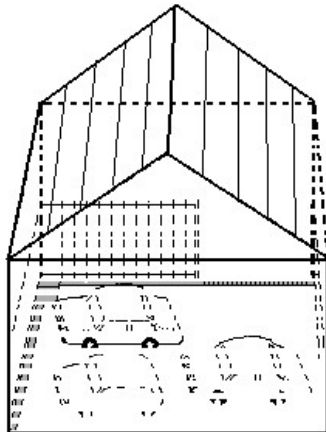
2-2 許可の手続き

- 使用済自動車等の解体または破砕を行う方は、解体または破砕を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の市長の許可を受けることが必要となります。（法60条、67条）
- 大阪府の場合は、大阪府知事、大阪市長、堺市長、豊中市長、吹田市長、高槻市長、枚方市長、八尾市長、寝屋川市長、東大阪市長となります。例えば、大阪市内と堺市内に事業所をお持ちの場合、大阪市長及び堺市長へ申請する必要があります。

3 許可の要件

3-1 施設に係る基準

① 引き取った使用済自動車を解体するまでの間、保管するための施設



イ 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。（規則57条）

ロ 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあっては、当該場所がイに掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。（規則57条）

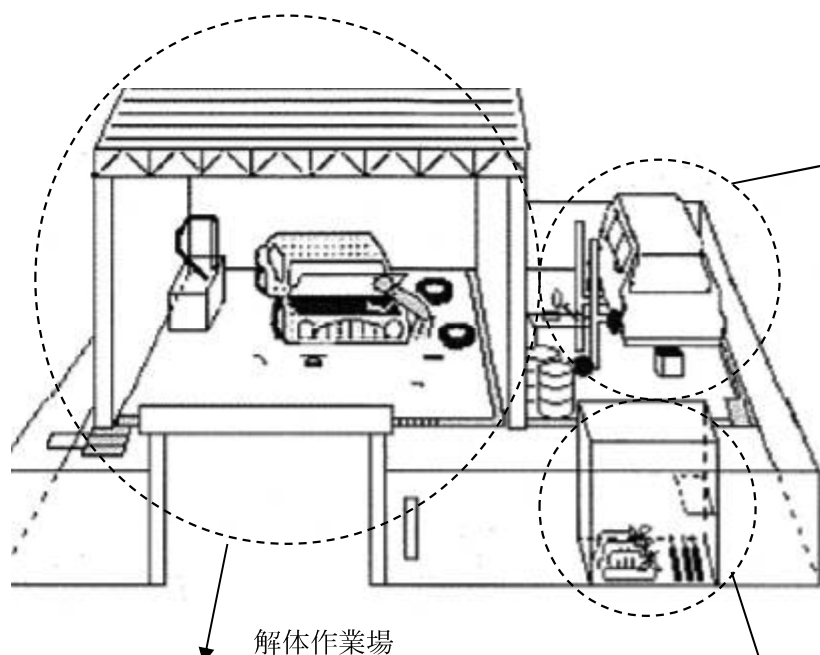
(1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

{解 説}

- 囲いの構造、高さ、材質等に規定はありませんが、外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、または倒壊しやすいものであってはならず、出入口に施錠等が可能なものが必要です。
- 保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合の例としては、直ちに解体作業場に搬入することで保管場所に代えることがあります。
- 床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられます。

② 使用済自動車又は解体自動車を解体するための施設



解体作業場

ニ 次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。
(規則57条)

- (1) 使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。以下この(1)において同じ。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。

{解 説} (2) 参照

燃料採取場所

ハ 燃料採取場所(解体作業場以外の場所で燃料抜き取りを行う場合)
解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。）を回収する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。（規則57条）

- (1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」という。）及びこれに接続している排水溝が設けられているこ

{解 説} (1) 参照

部品保管場所

ホ 解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。（規則57条）

- (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

{解 説} (3) 参照

{解 説} (1)

- 床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられます。
- 排水溝に接続するためます等については、必ずしも専用のものを設ける必要はなく、解体作業場の排水を処理するために設けた油水分離装置と共用することも可能ですが、油水分離装置と共用する場合であって、燃料採取場所に屋根等が設置されていない場合には、そこに降る雨水の量も勘案して油水分離装置の能力を定めることが必要です。
※油水分離装置の能力は、各行政庁にお問い合わせください。
- 燃料又は廃油を一定量（指定数量）以上保管する場合には、消防法により、市町村長等の許可を受けた危険物施設以外の場所で貯蔵・取扱いを行ってはならないとされています。また、危険物施設における貯蔵・取扱いの技術上の基準が定められています。詳しくは、作業場所轄の消防署へお問い合わせください。

{解 説} (2)

- 床面を鉄筋コンクリート舗装するのと同様の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられます。
- (3)の「解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ない」構造としては、以下の条件を満たす場合が考えられます。
 - ・横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根及び壁等が設けられていること。
 - ・周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること。また「廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合」とは、標準作業書において、
 - ・万一廃油、廃液が床に漏出した場合には布等で速やかに拭き取ること。
 - ・解体作業場の清掃に水を用いないこと。等が示されている場合があります。
- 屋根等の設備は、作業を円滑に進めるためにも効果があるものであり、十分な能力を有する油水分離装置を設置すること等により屋根等の設置に代えることができるのは、土地利用規制等により屋根等の設置が著しく困難な場合に限り、経済的な理由によっては屋根等の設置が著しく困難とは認められません。

{解 説} (3)

- 保管設備としては、床面を鉄筋コンクリート舗装等した専用の倉庫が考えられますが、例えば使用済トラックから取り外した幌付き荷台や、屋根がある場所に備え付けた鋼製の受け皿等であっても、十分な地下浸透防止機能が確認されているものであれば、これを使用しても結構です。

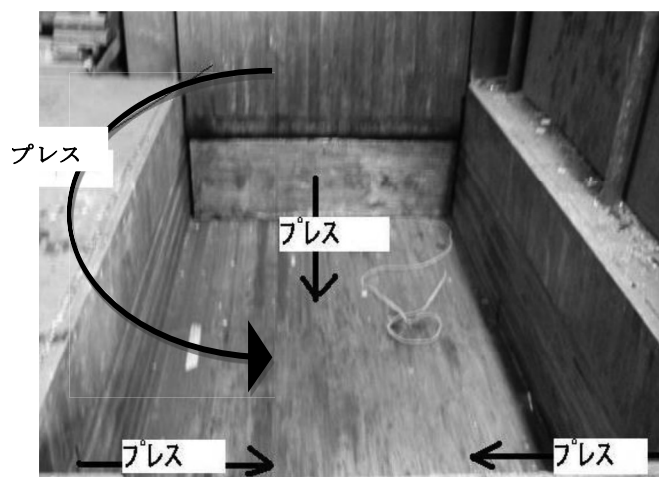
③解体自動車（解体した後に残る廃車ガラ）を保管するための施設

引き取った使用済自動車を保管するための施設と同様

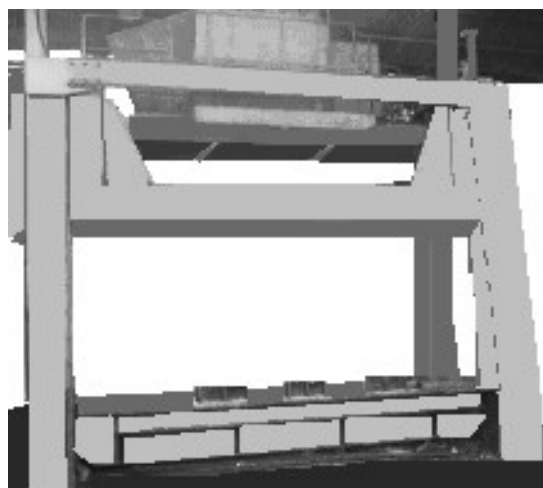
④解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管するための施設

引き取った使用済自動車を保管するための施設と同様

⑤破砕前処理施設（圧縮又はせん断のための施設）



三方締めプレス



一方締めプレス

ロ 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。
（規則62条）

{解説}

- 解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断施設は、一般に廃棄物処理法に基づく都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設には該当しません。当該施設での圧縮（プレス）又はせん断について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生による生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要です。

⑥ 破碎施設（シュレッダーマシン）



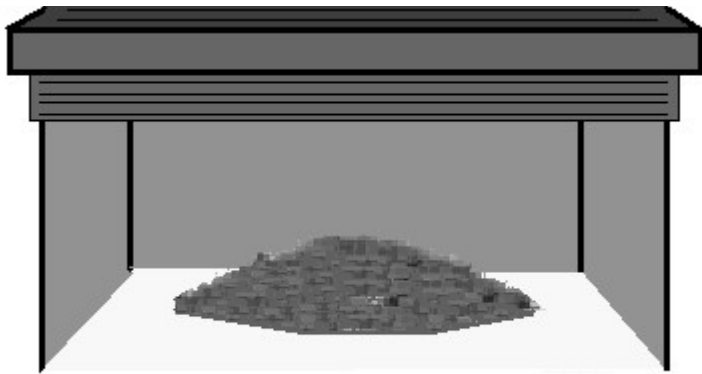
ハ 解体自動車の破碎を行う場合にあっては、次のとおりであること。（規則62条）

- (1) 解体自動車の破碎を行うための施設が（廃棄物処理法第15条第1項に規定する）産業廃棄物処理施設である場合にあっては、廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けている施設であること。
- (2) 解体自動車の破碎を行うための施設が（廃棄物処理法第15条第1項に規定する）産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

{解 説}

- 自動車リサイクル法では解体自動車は廃棄物として扱うこととされており、その材質等からみて産業廃棄物に該当します。解体自動車の破碎に用いられる施設は、通常1日当たりの廃プラスチック類の破碎能力が5トン以上の規模であり、廃棄物処理法第15条第1項に基づき都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設に該当します。
- 破碎施設の1日当たりの処理能力が5トン未満の場合には、廃棄物処理法第15条第1項に基づく都道府県知事等の施設設置許可は必要とはされませんが、当該施設での破碎処理について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生による生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要です。

⑦自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）の保管施設



ニ 解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さを保管するための十分な容量を有する施設であって、次に掲げる要件を満たすものを有すること。（規則62条）

- (1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 自動車破碎残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝（(3)において「排水処理施設等」という。）が設けられていること。
- (3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破碎残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。
- (4) 自動車破碎残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

{解 説}

- 床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられます。
- 発生する汚水を回収し循環使用している場合がありますが、これは「汚水が事業所から流出するおそれがある場合」に該当しないと考えられます。
- 「側壁その他の設備」としては、側壁以外にはコンテナ等が考えられます。
- 一般に自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）は発火のおそれがあることから、適切な火災予防にも配慮する必要があります。

3-2 申請者の能力に係る基準

① 標準作業書

(解体業： 規則57条第2号)

イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- (1) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
- (2) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
- (3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法(指定回収物品及び鉛蓄電池等(鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯)の回収の方法を含む。)
- (4) 油水分離装置及びためます等の管理の方法(これらを設置する場合に限る。)
- (5) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物(解体自動車及び指定回収物品を除く。)の処理の方法
- (6) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法
- (7) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
- (8) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
- (9) 火災予防上の措置

(破砕業： 規則62条第2号)

イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- (1) 解体自動車の保管の方法
- (2) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法
- (3) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法
- (4) 排水処理施設の管理の方法(排水処理施設を設置する場合に限る。)
- (5) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法
- (6) 解体自動車の運搬の方法
- (7) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法
- (8) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
- (9) 火災予防上の措置

{解 説}

- 標準作業書の作成に当たっては、実際の作業工程の写真等を添付することによって文書による詳細な説明の一部に代えることもできます。

② 事業計画・収支見積(規則57条、62条)

事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業又は破砕業を継続できないことが明らかでないこと。

3-3 欠格要件（法 62 条、69 条）

法人そのもの、役員及び本支店の代表者や契約締結権限のある使用人等が、禁錮以上の刑、廃棄物処理法その他の生活環境保全法令等の違反による罰金刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していないこと、許可取消後から 5 年を経過していないこと、暴力団関係者でないことなどが挙げられます。また、許可後においても欠格要件に該当した場合には許可の取消し等の処分を受けることがあります。

（廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の許可の欠格要件と同様です。）

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ニ 第 66 条（第 72 条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（廃棄物処理法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

その他生活環境の保全を目的とする法令（令 6 条）

- 一 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- 二 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）
- 四 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 五 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- 六 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号）
- 八 ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- 九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）

（注）政令で定める使用人（令 5 条）

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの。

- 一 本店又は支店（商人以外のものにあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

4 新規（更新）許可申請の手続き

4-1 許可の申請先

- 使用済自動車等の解体または破砕を行う場合、その事業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市※の市長へ許可申請を行い、許可を受けなければなりません。
(大阪府内の保健所設置市は、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市、寝屋川市、吹田市です。)
- 複数の事業所の申請を行う場合、申請先の行政庁が同一であれば申請はまとめて1件で済みますが、行政庁が異なる場合であればそれぞれの行政庁に申請が必要です。
(例：大阪市内で2か所、枚方市内で2か所の申請を行う場合は、大阪市長へ1件、枚方市長へ1件の申請となります。)

4-2 許可申請書の提出

- 許可申請書に必要な事項を記入例に従って記入し、必要な添付書類〔12ページ、新規許可申請に必要な書類一覧参照〕を添えて、正本1部・副本（正本のコピー可）1部の計2部を提出してください。
- 許可申請書の様式は、法で規定された様式です。また、添付書類の様式は府内10行政（大阪府、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市）とも同じです。
- 許可申請手数料及び納付方法（具体の納付方法は各自治体にご確認ください。）

	解体業	破砕業
新規申請	78,000円	84,000円
更新申請	70,000円	77,000円

大阪府一手数料納付窓口（現金、キャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済）による支払い）

大阪市、豊中市、枚方市、八尾市一振込

堺市、東大阪市一現金、小切手

高槻市、寝屋川市一現金

吹田市一手数料納付窓口（現金）

- 申請者の都合により申請を取り下げる場合は、申請手数料は返還できません。
- 同一申請先へ申請書を同時に2件以上提出する場合（例：解体業と破砕業を同時に申請）は、重複する書類を省略することができます。
- 申請手数料が必要な許可申請に関しては、郵送等の受付はできません。

行政書士による代理申請について

行政書士でない者が官公署の窓口に出す書類を、他人の依頼を受け、報酬を得て反復継続して作成することは、行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）により禁じられています。

4-3 審査

- 許可申請書等に基づき、許可申請内容が許可基準に適合しているかどうか、及び、欠格要件に該当していないかどうかについて審査を行います。また、審査の段階で書類等の不備があれば補正を求め、申請内容を現地確認します。

○ 審査の結果、許可申請内容が許可基準に適合しないと判断される場合、不許可になります。この場合、申請手数料は返還できません。

○ 不許可の場合、申請先から不許可である旨の通知をします。

新規・更新許可申請に必要な書類一覧

（個人、法人共通）

申請書類（○印）及び添付書類（※印）	注意事項
○解体業許可（許可の更新）申請書 （法規定様式第5） 又は ○破砕業許可（許可の更新）申請書 （法規定様式第8）	・同一申請先に複数の事業所が有る場合には、その全ての事業所を記載してください。 ・第2面については該当する全ての者を記載してください。（「令第5条に規定する（政令で定める）使用人」については10ページ参照） ・外国籍の方は第2面については住民票に記載されている氏名を記入し、その下にかっこ書きで通称名を記入してください。 ・第3面については、項目ごとに具体的に記載してください。
※誓約書	・法第62条第1項第2号イからヌに規定されている欠格要件に該当していない旨を誓約する書面です。 ・欠格要件に該当している場合は許可されませんのでご注意ください。
※解体業又は破砕業の用に供する施設の構造を明らかにする図面、設計計算書、付近の見取図	・施設配置図や現有施設については、適宜、写真を添付してください。
※施設の所有又は使用権原を有することを証する書面	・土地・建物については、（土地）全部事項証明書及び（建物）全部事項証明書並びに公図（又は地籍図）を添付してください（いずれも申請受付時点において発行日から3か月以内のもの）。また借地・借家の場合は、賃貸借契約書などの写しも併せて添付してください。 ・施設については、売買・賃貸借契約書・償却資産目録、発注書・納品書などの写しを添付してください。
※事業計画書及び収支見積書	・作成年月日は申請年月日と同じにしてください。 ・引取りから引渡しまでの流れを説明する内容を記載するとともに、有用物回収品目、発生廃棄物についても記載してください。また、各工程に係る作業人員数や時間について記載されたフロー概略図も添付してください。 ・審査の結果、追加資料の提出を求める場合があります。また、解体業又は破砕業を継続できないことが明らかな場合は許可できません。
※標準作業書	・写真添付で詳細な説明に代えることができます。
※解体業又は破砕業許可証	・更新申請時は、許可証の原本を返納してください。 （写しの場合は、許可証交付時に原本を返納してください。）
※委任状	・個人の場合は申請者本人でない者、法人の場合は社員でない者が提出する場合に必要

（申請者が法人の場合）

※定款又は寄附行為	・現時点で有効な定款である旨の申立てを記載してください。
※法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	・発行日から起算して3か月以内のものを添付してください。

※住民票 ・役員全員 ・政令で定める使用人(10ページ参照) 全員 ・発行済み株式総数の100分の5以上の株主又は出資者全員	・発行日から起算して3か月以内のものを添付してください。 ・役員は監査役、相談役及び顧問を含みます。 ・住民票は本籍地（外国籍の方の場合は国籍等）が記載されており、個人番号（マイナンバー）は記載されていないものをお願いします。 ・株主又は出資者が法人である場合はその法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付してください。
※登記事項証明書 ・役員全員 ・政令で定める使用人(10ページ参照) 全員 ・発行済み株式総数の100分の5以上の株主又は出資者全員	・発行日から起算して3か月以内のものを添付してください。 ・役員には監査役、相談役及び顧問を含みます。 ・登記事項証明書は、成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明するものです。 ・東京法務局又は大阪法務局に申請して発行されたものを添付してください。 ・取得方法等は最寄りの法務局に相談してください。

（申請者が個人の場合）

※住民票 ・申請者 ・政令で定める使用人(10ページ参照) 全員	・発行日から起算して3か月以内のものを添付してください。 ・住民票は本籍地（外国籍の方の場合は国籍等）が記載されており、個人番号（マイナンバー）は記載されていないものをお願いします。
※登記事項証明書 ・申請者 ・政令で定める使用人(10ページ参照) 全員	・発行日から起算して3か月以内のものを添付してください。 ・登記事項証明書は、成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明するものです。 ・東京法務局又は大阪法務局に申請して発行されたものを添付してください。 ・取得方法等は最寄りの法務局に相談してください。

注1）上記の必要な書類を順に並べたものを正本1部、副本1部提出してください。

注2）新規申請の場合であって、既に都道府県若しくは保健所設置市で解体業又は破砕業の許可又は廃棄物処理法の産業廃棄物収集運搬業若しくは処分業の許可を受けている場合には、当該許可証（当該許可の日から起算して五年を経過しないもので有効なものに限る。）の写しの提出で以下の書類を省略することができます。

- ① 申請者が個人の場合 住民票及び登記事項証明書
- ② 申請者が法人の場合 役員の住民票及び登記事項証明書
- ③ 申請者が法人の場合 発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票及び登記事項証明書又は法人にあってはその登記簿謄本
- ④ 申請者に政令で定める使用人がある場合、その者の住民票及び登記事項証明書
- ⑤ 申請者が未成年の場合、法定代理人の住民票及び登記事項証明書

注3）標準作業書の記載事項については、別添の「標準作業書記載例」を参考にしてください。

4-4 許可証の交付

- 審査の結果、許可申請内容が許可基準に適合しているときは、許可証を交付します。

4－5 許可の有効期間

- 許可の有効期間は5年間です。更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失います。

5 許可証等の取扱い

- 許可証は事務所等の見やすい場所に掲示してください。
- 他人に譲渡したり、又は貸与することはできません。
- 事業所ごとに、解体業者又は破砕業者であること、氏名又は名称、許可番号を記載した標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要があります。標識の大きさは、タテ・ヨコ各20 c m以上の大きさです。（規則59条、65条）
- 許可証を亡失したり、汚損、破損した時は、指定の様式を使用して再交付を申請することができます。詳しくは許可を受けている行政庁にご相談ください。（申請手数料が必要な場合がありますので、各自治体へお問合せ下さい）

6 許可取得後の行為義務

6-1 引取義務

解体業者は引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合には、又、破砕業者は解体業者から解体自動車の引取りを求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車又は解体自動車を引き取らなくてはなりません。（法 15 条、17 条）

（解体業：規則 8 条）

（解体業者が使用済自動車の引取りを拒める正当な理由）

- 一 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難であること
- 二 当該使用済自動車に異物が混入していること
- 三 当該使用済自動車の引取りにより当該解体業者が行う使用済自動車の適正な保管に支障が生ずること
- 四 当該使用済自動車の引取りの条件が使用済自動車に係る通常取引の条件と著しく異なるものであること
- 五 当該使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること

（破砕業：規則 13 条）

（破砕業者が解体業者からの解体自動車の引取りを拒める正当な理由）

- 一 天災その他やむを得ない事由により解体自動車の引取りが困難であること
- 二 当該解体自動車に異物が混入し又は発炎筒が残置されていること
- 三 当該解体自動車の引取りにより当該破砕業者が行う解体自動車の適正な保管に支障が生ずること
- 四 当該解体自動車の引取りの条件が解体自動車に係る通常取引の条件と著しく異なるものであること
- 五 当該解体自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること

6-2 再資源化義務

解体業者は、使用済自動車又は解体自動車を引き取った時は特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡す場合を除き、エアバッグ類の回収及びタイヤ、バッテリー、廃油・廃液、蛍光灯、その他有用な部品又は金属を分離し技術的かつ経済的に可能な範囲で回収すること等の再資源化に関する基準に従い当該使用済自動車又は解体自動車の再資源化を行う義務があります。

解体業者による再資源化に関する基準（規則9条）

- 一 部品、材料その他の有用なものを回収することができると認められる使用済自動車又は解体自動車については、当該有用なものが破損し、又はその回収に支障が生じることのないように、適正に保管するよう努めること。
- 二 使用済自動車から鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯（以下「鉛蓄電池等」という。）を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。
- 三 技術的かつ経済的に可能な範囲で、使用済自動車又は解体自動車から部品、材料その他の有用なもの（鉛蓄電池等を除く。）を回収し、当該有用なものの再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該有用なものを引き渡すこと。
- 四 前二号の規定により回収した部品、材料その他の有用なものについては、その再資源化を行うまでの間（当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合にあっては、当該引渡しを行うまでの間）、適正に保管するよう努めること。

破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、その破砕前処理を行う義務があります。また、破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該解体自動車の再資源化を主務省令で定める基準に従い、その破砕処理を行う義務があります。

破砕前処理に関する基準（規則14条）

法第18条第1項の主務省令で定める基準は、解体自動車に異物を混入しないこととする。

破砕に関する基準（規則16条）

法第18条第5項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること。
- 二 自動車破砕残さに異物が混入しないように、解体自動車の破砕を行うこと。

{解 説}

- 解体業者が引き取った使用済自動車から良質の部品のみを回収しそのまま他の解体業者へ引き渡すこと（いわゆる「いいとこ取り」）はできません。
- 回収した部品等が再資源化できない場合には、廃棄物処理法に従って適正に処分しなければなりません。（他人に処分を依頼する場合は、廃棄物処理法の産業廃棄物処分業の許可を受けた者に処分を委託しなければなりません。また、その際には書面にて委託契約することが必要です。）

6-3 使用済自動車又は解体自動車の保管基準

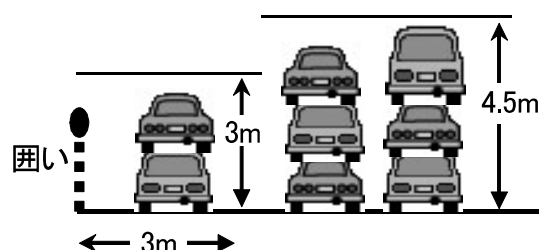
使用済自動車や解体自動車を解体や破砕前処理、破砕処理するまでの間保管する場合には、以下の方法で保管する必要があります。

○ 使用済自動車、圧縮していない解体自動車を、屋外において保管する場合

(1) 保管の高さ（下図参照）

- イ 囲いから保管場所の側に 3 m 以内の部分：高さ 3 m まで
- ロ 囲いから保管場所の側に 3 m を超える部分：高さ 4.5 m まで
- ハ ラック等格納するための施設（構造耐力上安全なものに限る）に保管する場合：使用済自動車等の搬出入に当たり、落下による危害が生ずるおそれのない高さ

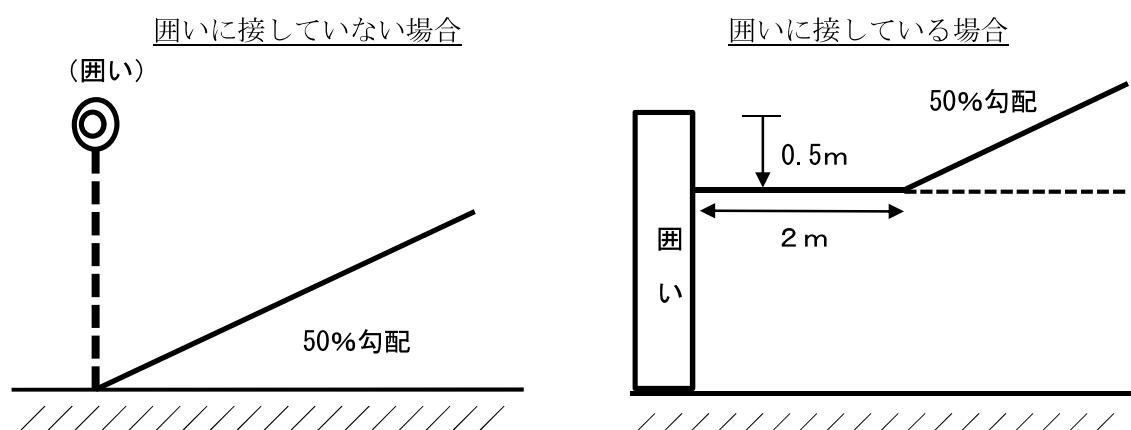
(2) 保管の上限 上記高さを超えない限りにおいて保管することができる数量



○ 圧縮やせん断してある解体自動車を屋外で保管する場合は、廃棄物処理法の産業廃棄物保管基準が適用されます。（廃棄物処理法施行令 6 条）

(1) 保管の高さ（下図参照）

- イ 囲いに接している場合：囲いの内側 2 m は囲いの高さより 50cm 以下の線とし、2 m 以内の内側は勾配 50% 以下とすること。
- ロ 囲いに接していない場合：囲いの下端から勾配 50% 以下とすること。



(2) 保管の上限

処理施設の 1 日当たりの処理能力に相当する数量に 14 を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

6-4 引渡義務

引き取った使用済自動車又は解体自動車は、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者）へ引き渡す義務があります。（法16条等）

破砕業者（破砕を行う場合）は、破砕処理後、自動車破砕残さを自動車製造業者等に引き渡す義務があります。（法18条）

解体業者の引渡義務（法16条第3項、第4項、第5項）

- 3 解体業者は、第1項に規定する引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から指定回収物品を回収し、第21条の規定により特定再資源化物品を引き取るべき自動車製造業者等に当該指定回収物品を引き渡さなければならない。この場合において、当該自動車製造業者等が第22条第1項の規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。
- 4 解体業者は、第1項に規定する引き取った使用済自動車の解体を行ったときは、他の解体業者又は破砕業者に当該使用済自動車に係る解体自動車を引き渡さなければならない。ただし、解体自動車全部利用者（解体自動車を引き取り、当該解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する方法その他の残さを発生させないものとして主務省令で定める方法によりこれを利用する者をいう。以下同じ。）に引き渡す場合は、この限りではない。
- 5 解体業者は、前項ただし書きの規定により解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したときは、その事実を証する書面として主務省令で定めるものをその引渡しの日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

{解説}

- 引き取った使用済自動車又は解体自動車（廃車ガラ）は、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者）へ引き渡す義務があります。
- 解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、解体自動車全部利用者が作成した引渡しの事実を証する書面を5年間保存する義務があります。この書面に以下の内容が記載されていることを確認してください。
 - ・ 解体業者名
 - ・ 解体自動車全部利用者名
 - ・ 解体自動車を引き取った年月日
 - ・ 解体自動車の車台番号
- 解体業者は、回収した指定回収物品（エアバッグ類）について当該使用済自動車製造業者に引き渡す義務があります。

破砕業者による引渡義務（法18条第2項、第3項、第6項、第7項、第8項）

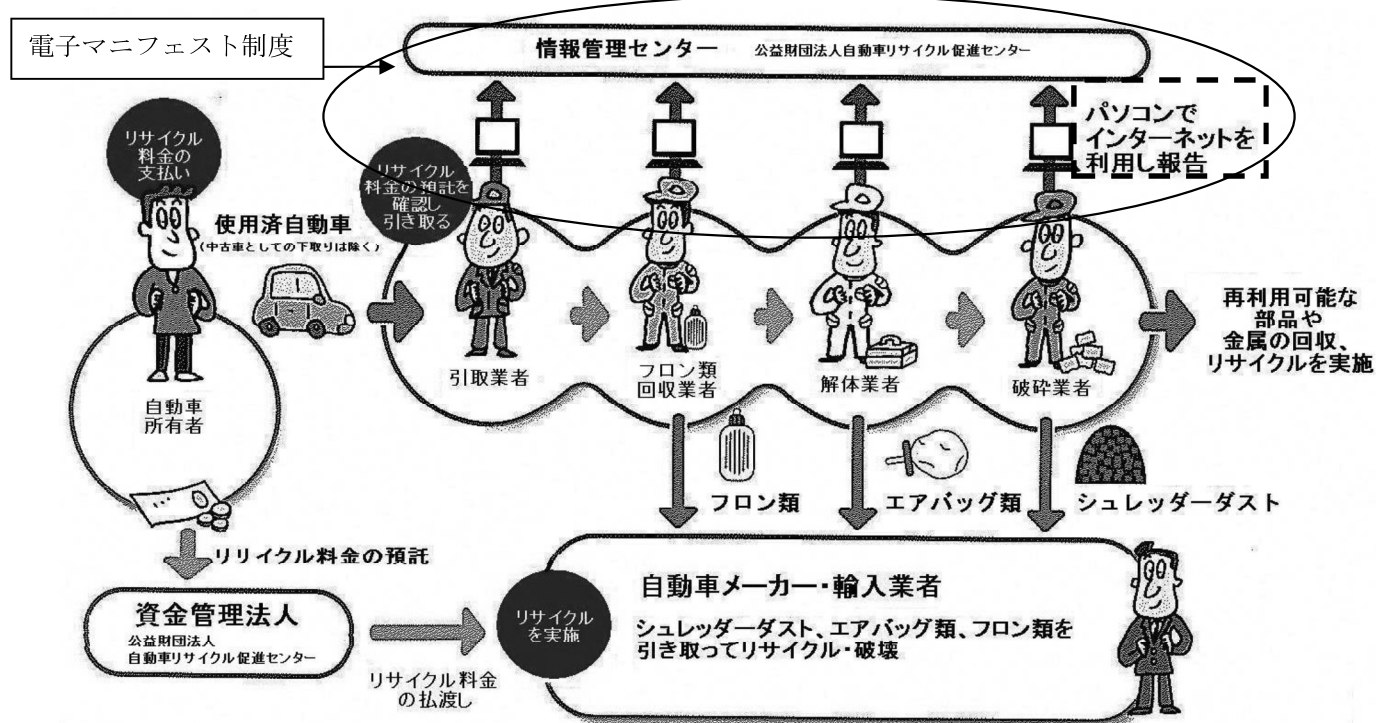
- 2 破砕業者は、前項の破砕前処理を行ったときは、自ら破砕前処理を行った後にその解体自動車の破砕を行う場合を除き、他の破砕業者（破砕前処理のみを業として行う者を除く。）に当該解体自動車を引き渡さなければならない。ただし、解体自動車全部利用者に引き渡す場合は、この限りではない。
- 3 破砕業者（破砕前処理のみを業として行う者を除く。）は、他の破砕業者（破砕前処理のみを業として行う者に限る。）から前項の解体自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければならない。
- 6 破砕業者は、第4項の破砕を行ったときは、第21条の規定により特定再資源化物品を引取るべき自動車製造業者等に自動車破砕残さを引き渡さなければならない。この場合において、当該自動車製造業者等が第22条第1項に規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。
- 7 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕及び破砕前処理を自ら行わないときは、速やかに、他の破砕業者に当該解体自動車を引き渡さなければならない。
- 8 第16条第5項の規定は、破砕業者が第2項ただし書きの規定により解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したときについて準用する。

{解 説}

- 破砕前処理工程のみを行う破砕業者（破砕前処理業者）は、前処理を行った解体自動車を他の破砕業者（破砕処理を行う者）又は解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者）へ引き渡す義務があります。
- 破砕前処理業者が、解体自動車を解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、解体自動車全部利用者が作成した引渡しの事実を証する書面を5年間保存する義務があります。この書面に以下の内容が記載されていることを確認してください。
 - ・ 破砕前処理業者名
 - ・ 解体自動車全部利用者名
 - ・ 解体自動車を引き取った年月日
 - ・ 解体自動車の車台番号

6-5 電子マニフェストによる移動報告義務

パソコンによる電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車又は解体自動車の引取り・引渡しとエアバッグ類又は自動車破砕残さの引渡しから3日以内に情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務があります。（法81条）



{解説}

- 使用済自動車、解体自動車、エアバッグ類、シュレッダーダストの引取り・引渡しを行った際には、3日以内に引渡元、引渡先、当該使用済自動車等の車台番号その他の情報をパソコンを使用して情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に報告する義務があります。
- 電子マニフェスト制度による報告は、原則パソコン等により電子情報で報告を行う制度となっておりますが、例外的に、手数料を納めれば、書面の提出により報告を行うことができる制度となっております。
- 引取・引渡実施報告が一定期間内に行われなかった場合、最後の報告を行った事業者に対して状況確認を求める通知（確認通知、遅延通知）が情報管理センターからあり、それでも報告がなされなかった場合には、事業所を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長から勧告・命令を受ける場合もあります。

	引取実施報告後引渡実施報告がない場合		引渡実施報告後引取実施報告がない場合	
	確認通知	遅延通知	確認通知	遅延通知
解体業者	120日	130日	5日	8日
破砕業者	30日	40日	5日	8日

6－6 行為義務違反に係る勧告・命令

許可を有する適正な事業者への引渡しや再資源化等の各種行為義務を遵守しない関連事業者については、都道府県知事等の指導、勧告、命令により是正を受けることになり、是正に従わない場合は事業停止や許可取消し、罰則を科されることとなります。

7 変更許可申請の手続き（破碎業のみ）

7-1 変更許可申請が必要な時

破碎業の許可を受けておられる方で、以下のような場合には、変更許可を受ける必要があります。
（法70条）

- ・ 破碎前処理だけで許可を受けていたが、破碎処理も行う場合。
- ・ 破碎処理だけで許可を受けていたが、破碎前処理も行う場合。

7-2 許可申請書の提出

- 申請書に必要な事項を記入例に従って記入し、必要な添付書類〔21、22ページ、変更許可申請に必要な書類一覧参照〕を添えて、正本1部・副本（正本のコピー可）1部の計2部を提出してください。

- 許可申請手数料及び納付方法

- ・ 申請手数料は、67,000円です。（※平成30年4月1日より変更されています。大阪府内は同一です。）

- ・ 納付方法（具体の納付方法は各自治体にご確認ください。）

大阪府一手数料納付窓口（現金、キャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済）による支払い）

大阪市、豊中市、枚方市、八尾市－振込

堺市、東大阪市－現金、小切手

高槻市、寝屋川市－現金

吹田市－手数料納付窓口（現金）

（注）申請者の都合により申請を取り下げる場合は、申請手数料は返還できません。

- 同時申請について

同一申請先へ申請書を同時に2件以上提出する場合は、重複する書類を省略することができます。

- 郵送での受付

申請手数料が必要な許可申請に関しては、郵送等の受付はできません。

7-3 審査

- 許可申請書等に基づき、許可申請内容が許可基準に適合しているかどうか、及び、欠格要件に該当していないかどうかについて審査を行います。また、審査の段階で書類等の不備があれば補正を求め、申請内容を現地確認します。
- 審査の結果、許可申請内容が許可基準に適合しないと判断される場合、不許可になります。この場合、申請手数料は返還できません。
- 不許可の場合、申請先から不許可である旨の通知をします。

破砕業に係る変更許可申請に必要な書類一覧

(個人、法人共通)

申請書類 (○印) 及び添付書類 (※印)	注意事項
○破砕業の事業の範囲の変更許可申請書 (法規定様式第10)	・同一申請先に複数の事業所が有る場合には、その全ての事業所を記載してください。 ・第2面については該当する全ての者を記載してください。(「令第5条に規定する(政令で定める)使用人」については10ページ参照) ・外国籍の方は第2面については住民票に記載されている氏名を記入し、その下にかっこ書きで通称名を記入してください。 ・第3面については、項目ごとに具体的に記載してください。
※誓約書	・法第62条第1項第2号イからヌに規定されている欠格要件に該当していない旨を誓約する書面です。 ・欠格要件に該当している場合は許可されませんのでご注意ください。
※破砕業の用に供する施設の構造を明らかにする図面、設計計算書、付近の見取図	・施設配置図や現有施設については写真を利用してください。
※施設の所有又は使用権原を有することを証する書面	・土地・建物については、(土地)全部事項証明書及び(建物)全部事項証明書並びに公図(又は地籍図)を添付してください(いずれも申請受付時点において発行日から3か月以内のもの)。また借地・借家の場合は、賃貸借契約書などの写しも併せて添付してください。 ・施設については、売買・賃貸借契約書・償却資産目録、発注書・納品書などの写しを添付してください。
※事業計画書及び収支見積書	・作成年月日は申請年月日と同じにしてください。 ・引取りから引渡しまでの流れを説明する内容を記載するとともに、有用物回収品目、発生廃棄物についても記載してください。また、各工程に係る作業人員数や時間について記載されたフロー概略図も添付してください。 ・審査の結果、追加資料の提出を求める場合があります。また、破砕業を継続できないことが明らかな場合は許可できません。
※標準作業書	・写真添付で詳細な説明に代えることができます。
※破砕業許可証	・許可証の原本を返納してください。 (写しの場合は、許可証交付時に原本を返納してください。)
※委任状	・個人の場合は申請者本人でない者、法人の場合は社員でない者が提出する場合に必要

(申請者が法人の場合)

※定款又は寄附行為	・現時点で有効な定款である旨の申立てを記載してください。
※法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	・発行日から起算して3か月以内のものを添付してください。
※住民票 ・役員全員 ・政令で定める使用人(10ページ参照)全員	・発行日から起算して3か月以内のものを添付してください。 ・役員は監査役、相談役及び顧問を含みます。 ・住民票は本籍地(外国籍の方の場合は国籍等)が記載されており、個人番号(マイナンバー)は記載されていないものをお願いします。

・発行済み株式総数の100分の5以上の株主又は出資者全員	・株主又は出資者が法人である場合はその法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付してください。
※登記事項証明書 ・役員全員 ・政令で定める使用人(10ページ参照)全員 ・発行済み株式総数の100分の5以上の株主又は出資者全員	・発行日から起算して3か月以内のものを添付してください。 ・役員には監査役、相談役及び顧問を含みます。 ・登記事項証明書は、成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明するものです。 ・東京法務局又は大阪法務局に申請して発行されたものを添付してください。 ・取得方法等は最寄りの法務局に相談してください。

（申請者が個人の場合）

※住民票 ・申請者 ・政令で定める使用人(10ページ参照)全員	・住民票は本籍地（外国籍の方の場合は国籍等）が記載されており、個人番号（マイナンバー）は記載されていないものをお願いします。
※登記事項証明書 ・申請者 ・政令で定める使用人(10ページ参照)全員	・発行日から起算して3か月以内のものを添付してください。 ・登記事項証明書は、成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明するものです。 ・東京法務局又は大阪法務局に申請して発行されたものを添付してください。 ・取得方法等は最寄りの法務局に相談してください。

注) 上記の必要な書類を順に並べたものを正本1部、副本1部提出してください。

8 変更等に伴う手続き

8-1 変更届

許可を受けてから以下の事項に変更があった場合には、30日以内に届け出なければなりません。

(法63条、71条) ※届出書の提出方法は、各行政庁にご確認ください。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 事業所の名称及び所在地
- ・ 法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- ・ 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
- ・ 事業の用に供する施設の概要
- ・ 標準作業書の記載事項
- ・ 他に解体業、破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を受けている場合は、その許可番号
- ・ 解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積、保管量の上限
- ・ 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積、保管量の上限
- ・ 破砕業の用に供する施設が廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けている場合は、その許可年月日及び許可番号
- ・ 法人である場合においては、発行済株式総数の100分の5以上の株主又は出資の額の100分の5以上の出資者の氏名又は名称及び住所
- ・ 申請者が個人である場合において、その使用人の氏名及び住所

8-2 廃業等の届出

解体業者または破砕業者が以下のいずれかに該当するに至った場合には、30日以内に届け出なければなりません。(法64条、72条) ※届出書の提出方法は、各行政庁にご確認ください。

届出内容	届出者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であったもの
法人が破産により解散した場合	その法人の破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その法人の清算人
その許可に係る事業を廃止した場合	その許可に係る事業者（法人にあっては代表者）

- 届出書に必要な事項を記入例に従って記入し、許可証を添付の上、正本1部・副本（正本のコピー可）1部の計2部を提出してください。

変更届に必要な書類一覧

届出書類（○）及び 添付書類（※） （添付書類の内容は、 P12 参照）	名称、 氏名、 住所、 代表者 の氏名 の変更	法定 代理人 の変更	法人役員（代 表者を 除く） の変更	法人株主又 は出資者 の変更	使用人 の変更	事業所 の名称 及び所 在地 の変更	事業の供 用する設 施概要 の変更	標準作 業書 の変更
○解体業変更届出書 （法規定様式 7）又は ○破砕業変更届出書 （法規定様式 11）	○	○	○	○	○	○	○	○
※誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○
※変更後の事業の用に供する施設 の構造を明らかにする図面、設 計計算書、付近の見取図						○	○	
※施設の所有又は使用権原を有 することを証する書面						○	○	
※標準作業書 （追加又は変更した事業所のみ）						○	○	○
※政令で定める使用人の住民票 （本籍地記載のもの）及び登記事 項証明書					○			
《届出者が法人の場合》 ※定款又は寄附行為	○							
※法人の登記簿謄本（履歴事項全 部証明書）	○		○					
※変更役員の住民票（本籍地記載 のもの）及び登記事項証明書			○ （新たに 就任し た者の 分のみ）					
※変更後の発行済み株式総数の 100 分の 5 以上の株主又は出資 者の持株数又は出資金額を記載 した書類及び住民票（本籍地記 載のもの）並びに登記事項証明 書				○ （新たに 就任し た者の 分のみ）				
《届出者が個人の場合》 ※住民票（本籍地記載のもの）及び 登記事項証明書	○							
《届出者が未成年の場合》 ※代理人の住民票（本籍地記載の もの）及び登記事項証明書		○						

（注）上記添付書類のうち外国籍の方の住民票については、国籍が記載されたものを添付すること。